

令和8年2月10日
【消費者庁】

【概要書】

国民生活安定緊急措置法施行状況報告書（令和7年7月1日から
令和8年1月31日まで）について

標記の報告書を衆議院事務総長に提出いたしました。

連絡先は省略。

国民生活安定緊急措置法の施行状況報告について

消費者庁

1. 概要

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）は、物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態に対処するため、生活関連物資等の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定めたものである。

この報告は、同法第28条の規定に基づく、令和7年7月1日から令和8年1月31日までの期間における、この法律の施行状況に関する報告である。

国民生活安定緊急措置法（抄）

（国会への報告）

第二十八条 政府は、おおむね六月に一回、国会に、この法律の施行の状況を報告するものとする。

2. 国民生活安定緊急措置法の施行状況

国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）の令和7年7月1日から令和8年1月31日までの期間における法の施行状況は以下のとおり。

譲渡の禁止の解除

令和7年7月1日現在で、米穀は法第26条第1項の政令で指定する生活関連物資等とされており、一定の要件の下でその譲渡が禁止されていた。

米穀については、需給のひっ迫が改善されるなど、法の規定による指定の要件に該当しなくなったことから、当該指定を解除するため国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第3号）を制定した。同政令は、令和8年1月21日に公布、同月22日から施行され、米穀は生活関連物資等としての指定が解除されるとともに、譲渡の禁止の規制が解除された。

3. 日程

令和8年2月10日（火） 閣議

〃

国会報告